

太田市要介護認定等に係る個人情報提供事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス（以下「介護サービス」という。）を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）に係る介護サービス計画の作成を円滑にすることにより、もって介護サービスの利用の促進を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号に規定する本人の同意又は同項第4号の規定に基づき、要介護認定等に係る個人情報（以下「資料」という。）を同項の規定により提供する場合の事務の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(提供の対象資料)

第2条 前条に規定する目的を達成するために提供する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書（介護サービス計画の作成等に利用することに当該意見書を作成した主治医の同意がある場合に限る。）
- (3) その他市長が提供を必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、太田市介護認定審査会の審査判定が終了していない利用希望者に係る資料は、提供の対象としない。

(提供の対象者)

第3条 市長は、次に掲げる者から資料の提供を求められた場合に、資料を提供するものとする。

- (1) 利用希望者の配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族
- (2) 利用希望者と介護サービスの提供に係る契約を締結している場合の次の事業所に属する介護支援専門員
 - ア 居宅介護支援事業者
 - イ 介護保険施設
 - ウ 地域密着型サービス事業者（認知症対応型通所介護事業者及び夜間対応型訪問介護事業者を除く。）
 - エ 特定施設入所者生活介護事業者
- (3) 特別な理由がある者

(提供の請求)

第4条 市長は、資料の提供を求めようとする者（以下「請求者」という。）があるときは、請求者から前条各号に規定する者であることを証する書類等の提示を受けた上で、介護

保険情報提供請求書（様式第1号）、必要により一覧表（様式第2号）の提出を受けるものとする。

（提供の方法）

第5条 前条の場合において、市長は、請求者が次に掲げる資料の取扱いに関する事項を遵守する旨を確認したときは、提供の請求に係る資料の写しを当該請求者に交付するものとする。

- （1）利用希望者に係る介護サービスの計画作成以外の目的に使用しないこと。
- （2）利用希望者以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を利用希望者の親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
- （3）適正かつ厳重に管理し、及び保管すること。
- （4）紛失し、又は損傷した場合は、直ちに市に連絡し、指示に従うこと。
- （5）利用希望者との契約関係の終了等により保有する必要がなくなったときは、速やかに市長に返却し、又は破棄すること。

（その他）

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。